

平成31年第2回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年2月25日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員15名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

なし

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島6番 東 一朗

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

(4) 議案第9号 非農地証明願について

7 報告事項

(1) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 3 4

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第2回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号14番 新澤 晟 委員及び 議席番号15番 山崎 覺治 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第6号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第6号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は5件です。 【議案第5番、1番から5番を議案書をもとに朗読】 合計 151 筆 43,737.12 m ² で内訳は田が 6,155.21 m ² 、畑が 37,581.91 m ² です。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、

	許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	それでは申請番号 1 番と 5 番について地区担当推進委員輪島 1 番 宇羅恒一 委員よりご意見をお願いいたします。
宇羅委員	はい、宇羅です。申請番号 1 番と 5 番について現地へ行き譲受人に内容を確認してきました。1 番については地区の方への異動であり、5 番については共有分の異動でした。どちらも所有者が変更しても周囲に対する影響はありませんのでよろしく申し上げます。以上です。
議 長	それでは申請番号 2 番から 4 番について地区担当委員議席番号 2 番 池端 共栄 委員よりご意見をお願いいたします。
池端委員	はい、2 番池端です。現地確認をした事について報告します。譲渡人については譲受人の親戚であり高齢であることから農地の管理が今後出来なくなるため 2 番の譲受人に農地を譲りたいとの事でした。3 番及び 4 番の譲受人は 2 番の譲受人の子であり別途管理をしたいとの事で別々の申請となりました。2 番の譲受人については 7 年前に農機メーカーを退職し現在に至っており営農上問題ないと思われ、所有者が変更してもなんら問題ないと考えております。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 6 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 6 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 7 号】の農地法第 5 条の規定によ

	<p>る申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 17 ページをご覧ください。議案第 7 号の農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてです。今月は 2 件です。</p> <p>【議案第 7 番、1 番と 2 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 2 筆 1,659 m²で内訳は田が 1,659 m²です。</p> <p>1 番については、転用目的が露天資材置場です。申請地については農振農用地ですが、一時転用であることから妥当と考えております。</p> <p>2 番についても、転用目的が露天資材置場であり、申請地については農振農用地ですが、一時転用であることから妥当と考えております。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番と 2 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>1 番 2 番ともですが先週の金曜日の 23 日に貸出人も交え現地確認を行いました。1 番 2 番ともに地目は田ですが既に土砂等で土を盛ってございまして、一時転用という事で期間は 3 年間ほどございまして、現在耕作をされていないところございまして両方とも地域としては末端にありますのでこのまま転用しても周囲等に影響はないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
森谷委員	<p>この絵の中の青い線はなんですか。</p>
事務局	<p>伝え忘れていました。今後出るかもしれませんが、この青い線は事務局が農地の条件を確認するためのもので、公共的な施設として大屋小学校や市役所などからどれくらい離れているかを確認し、近さなどによって許可が出せるかどうかにも関わります。今回の案件とは関係ありませんが、宅地化するのがやむなしであるかなど確認するための線です。</p>

議 長	<p>他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 7 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 7 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 8 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 20 ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。</p> <p>【議案第 8 番、1 番から 99 番（機構）と 1 番から 19 番（機構以外）を議案書をもとに説明】</p> <p>なお、機構への利用権設定のうち、1 番から 8 番までは町野町の〇〇営農組合、9 番から 35 番までは町野町の〇〇株式会社、36 番から 99 番までは門前町〇〇地内の基盤整備事業に伴う利用権設定で基盤整備事業が終了した後に各担い手等に貸し出す予定となっています。34 ページの集計表にあるとおり、321 筆 223,167.92 m²で内訳は田が 220,425.92 m²、畑が 2,742 m²で全て水稲です。</p> <p>また、機構以外のものについては 35 ページから 39 ページにあるとおりで、円滑化団体経由のものであり、借受人は〇〇、農事組合法人〇〇、〇〇、〇〇です。40 ページの集計表にあるとおり、90 筆 72,708 m²で内訳は田が 72,708 m²でこちらも全て水稲です。</p>
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 8 号】について、原案どおり同意することに、ご異議ございま</p>

	せんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第8号】は、原案どおり同意いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第9号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 42 ページをご覧ください。議案第9号の非農地証明願承認についてです。</p> <p>【議案第9番の1番から3番を議案書をもとに説明】</p> <p>合計4筆、158㎡で内訳は田が73㎡、畑が85㎡です。</p> <p>申請番号1番については、昭和40年に2a以下の農作業用小屋を建設し、その後、平成20年に建て替えたもので現在隣接の方の車庫として建て替えたものです。</p> <p>申請番号2番については、先々代の時に農作業場を建てた後に貸家を建て、先代の時に建て替えたものであり現在に至っているものです。</p> <p>申請番号3番については、昭和27年に先々代の時に清土竹二郎が農作業場を建てた後一部改修し居住していた。その後住宅部分を建て替え現在に至っているものです。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番と2番について地区担当推進委員輪島6番 東一朗 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東委員	<p>稲屋町と釜屋谷町の2件ですが、22日の金曜日に委員各位と坂下行政書士も含め現地を確認してきました。現地は写真で見ていただいたとおり、稲屋町の案件では倉庫が建てられておりまして、釜屋谷町の案件では既に住宅用地としてなっておりますので、現状では申請どおりだと思いません。以上でございます。</p>

議 長	それでは申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。
坂下委員	45 ページの非農地証明でございますが、22 日の金曜日に田上会長、新澤・北濱両委員、事務局、坂下行政書士さんと私の立ち会で現地調査を行いました。申請地は前の日に聞いてきたところ昔から倉庫や住宅として利用しており、今回売買となったところから申請になったようです。周りに対しての影響もないしまた申請人が農地を耕作する上で都合が良いのでよろしく申し上げます。終わります。
議 長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	内容については質問はないのですが、議案書の中にある証明委員はどういう扱いをするのでしょうか。これまであったのでしょうか。
事 務 局	これまではなく、システムを替えた時から欄があるものです。当委員会では運用していませんが全国の中では地区担当が証明する委員会があるのではないかと思います。当委員会では全て会長が証明しています。
議 長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 9 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 9 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 3 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 47 ページをお開きください。報告第 3 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 2 件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

	<p>合計 22 筆 8,419 m²です。内訳は田が 6,073 m²、畑が 2,346 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 3 号】を終わります。 次に【報告第 4 号】の農地法第 18 条の規定による合意解約通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 49 ページをお開きください。報告第 4 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知についてです。今月は 29 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、合意解約通知の内容を朗読】</p> <p>以上合計 143 筆 135,903.92 m²で内訳は田が 134,433.92 m²、畑が 1,470 m²です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
田中委員	<p>3 番の方なのですが、貸出人の方は実在する人でしょうか。亡くなった方だと思いますが住民票はあるのでしょうか。議案書上問題ないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>今回、合意解約であり、議案 8 号の利用権設定の場合、生きていないと貸出できないのですが、合意解約ですので契約時には貸出人の方は貸し出した当時ご存命であり利用権の設定期間は有効であると考えております。</p>
田中委員	<p>解約する場合、承諾する方がいないとダメなのは。</p>
事 務 局	<p>今回、貸し出した当時の借受人、貸出人として議案上あげましたが、承</p>

	<p>諾された方の確認や議案作成方法など検討して来月報告します。</p>
田中委員	<p>これから多々おきるね。問題があるかないか確認して下さい。相続しないとこんな問題がでるね。</p>
議 長	<p>事務局、もう一度確認して。なにしているとなっても問題なので。</p>
事務局長	<p>坂出からもありましたが、何年か前に契約されたものについては、その方が貸借期間中に亡くなられても契約は期間中は有効になりますので、あくまでその時に契約された方はだれかという表示になっています。違反ではなく、契約して亡くなってもすぐ作れなくなるのではなく、契約書に書いてある期間は有効という事は間違いないです。</p>
石倉委員	<p>契約書の中で死亡時には自動解約になると書いてないのですか。</p>
事 務 局	<p>確認して来月報告します。</p>
議 長	<p>その他質疑がないようですのでそれでは【報告第4号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p>
議 長	<p>「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については坂下 正幸委員より報告をお願いします。</p>
坂下委員	<p>(坂下委員より「1・1・1運動」の活動報告)</p>
議 長	<p>それでは第2回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。</p>

平成31年2月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 1 4 番

署 名 委 員 1 5 番
